

ニューズレター No. 11

令和7年10月17日 発行

INDEX

- 活動報告
- 令和6年度離島クリニック参加者体験記

● 活動報告 ●

鹿児島大学祭無料法律相談会

鹿児島大学司法政策教育研究センターでは、2024年11月16日(土)・11月17日(日)に、鹿児島県弁護士会所属弁護士の協力による、鹿児島大学祭無料法律相談会を実施しました。事前申込に加え、当日チラシを見た方の飛び入りでの申込みもいただきました。



税法学研究会セミナー

鹿児島大学司法政策教育研究センターでは、2025年2月21日(金)に、東和宏先生(公認会計士・税理士)を講師として税法学研究会セミナーを開催しました。「現代における税実務の現状と課題」

税法学研究会

日時
令和7年
2月21日(金) 16:00~17:30

会場
鹿児島大学那覇キャンパス
総合教育研究棟 3F マルチメディア教室

テーマ
「現代における税実務の現状と課題」

講師
東和宏先生(公認会計士・税理士)

対象
学生・大学院生など
上記の分野に関し、関心のある方
誰でも参加可。

申込締切
2月20日(木)正午
申込フォーム
https://www.kag-u.ac.jp/2025/02/21/

というテーマでお話しいただき、税実務に関心を持つ学生10名が参加しました。

● 令和6年度離島クリニック参加者体験記 ●

鹿児島大学司法政策教育研究センターでは、2025年2月15日(土)・16日(日)に、種子島にて、鹿児島県弁護士会所属弁護士の協力による、離島無料法律相談会を実施しました。23件の予約をいただき、種子島内の3会場(西之表・中種子町・南種子町)で開催しました。併せて、種子島簡易裁判所を訪問して地域の司法事情を伺いました。



法律相談

(無料・予約優先)

県庁ごとの相談と、弁護士に相談しませんか。
鹿児島大学司法政策教育研究センターでは、鹿児島県弁護士会所属の弁護士が、鹿児島県内各地の離島に法律相談会を開催しています。お気軽にご相談ください。無料相談です。お気軽にご相談ください。お気軽にご相談ください。

【2月15日(土)・16日(日)会場など後面参照】
予約連絡先: 鹿児島大学司法政策教育研究センター(電話 鹿児島・大田)
099-285-3905
099-285-7569

この事業は、当センターが実施する社会貢献事業である、離島等司法過疎地における法律相談の場を、法曹志願者や若手法曹等の研鑽の機会として活用いただけるよう企画されており、今回のプロジェクトでは、司法修習生、法科大学院生・修士生など6名の参加がありました。

3名の方の体験記を紹介します。

河野 航平 先生

私にとって、この研修において最も有意義に

感じられたのは、鹿児島にゆかりのある弁護士の先生方との交流です。もちろん、種子島は魅力的な島であり、観光や食事也大いに楽しみました。法律相談や相談後の検討会も、学びの多い、大変ありがたい時間でした。離島特有の問題を垣間見ることができたのも、見識を広げるいい機会となりました。しかし、それにも増して、先生方との交流に大きな意味を感じました。法律相談研修という意味ではあまり役に立たない私を、それでも温かく迎えてくださった先生方に、心より御礼申し上げます。

特に、ちょうど同年代の先生方がいらしゃったことは、私にとって大きな刺激になりました。一方で法律のプロフェッショナルとして、他方で一市民として、相談にこられた方々に真摯に向き合う姿を拝見し、眩しく感じるとともに、専門的知見をもって社会に貢献するという欲求が自分自身にもあることを再認識しました。また、同席させていただいた相談事例等について、帰路に意見を交換する機会を頂戴し、実務家としての着眼点や悩みどころを非常に興味深く伺いました。研究者としての歩みが決して速いとはいえない現状を改め、立派な専門家として活躍されている同年代の先生方に少しでも早く肩を並べることができるよう、努力しなければならぬと強く感じました。

地域で活躍されている専門職の先生方と大学が手を取りあって、専門知を地域に還元する場は、有意義で貴重なものだと思感しました。大学と地域社会のつながりの重要性については、これまでも抽象的には理解していたつもりでしたが、これを具体的に認識する最良の機会になりました。そして、先生方が鹿児島大学に寄せられている愛着や信頼を決して裏切ることのないよう、教育・研究活動に真摯に向き合っていかなければならないと、身が引き締まる思いでした。このような場を設けてくださった、米田先生はじめ、司法政策教育研究センターの皆様へ深謝申し上げます。



雨宮 かすみさん

私は78期の修習に参加予定であり、修習後は現在の職場(ベンチャーキャピタル運営)に戻る予定である。修習後は業務の性質上個人の方々の法律相談を受けるといった機会が少ないことが想定されるため、修習前~修習中はできる限りそのような機会を作りたいと考えていたこと、司法過疎の問題にも興味があったことから、今回の研修に参加させていただいた。

正直、当初は「とはいえ離島にそこまで相談が必要になるような紛争があるのだろうか」と疑問に思っていたのだが、事前のレクチャーの際にすでに予約枠は埋まり、キャンセル待ちも出ていると聞いて驚いた。

そして、実際法律相談会に参加させていただいて感じたことは、「法律相談」が果たす役割は私が想定していたより広いということだった。

まず、悩み事そのものは「法律問題」そのものではなかったとしても、自分に法律上の一定の権利があることを理解しておくことがプラスになる(泣き寝入りをしなくて済む、等)というケースがある。そのような場合、相談者自身も「弁護士に相談する話なのか」という感覚があるため、なかなか弁護士にコンタクトするところまで踏み切れない。無料相談会が「まずは相談してみる機会」として機能しているのだなと感じた。

あるいは、確かに法的権利の問題ではあるのだが、紛争になる手前で適切なアドバイスを受けることで、双方にとってよりよい解決方法を見いだせるケースもある。特に人間関係的に近い人との揉め事が多い状況では、わざわざ権利の争いに持ち込むよりも、お互いが少しずつ譲歩し、後に引かない形で円満に解決する方が望ましい。もやもやした状態でも早めに弁護士相談の機会を持つことで、そのような解決の途を一緒に考えていくことが可能になる。実際そういった相談機会として利用されている相談者の方も多いように感じた。

結局、相談者が求めていることは、必ずしも、裁判で権利を勝ち取ること・法的に白黒はっきりつけること、ではない。弁護士には、相談者との会話を通じ「相談者は何を欲しているのか、何を解決したいのか」を探り当て、法の解釈・適用にとどまらない適切な解決法を提案する、という能力が求められているのだと感じた。

加えて、心配事を誰かに話して整理してもらう・理解してもらっただけでも落ち着く、ということもある。弁護士相談は、カウンセリングのような役割も果たしているのかもしれない。

これらは、同席させていただいた弁護士の先生方が依頼者の方々とやりとりし、アドバイスされる様子を拝見する中で感じたことである。現役の先生方の法律相談を間近で見ることは大きな学びになったし、今後の修習に向けて非常に刺激になった。

司法過疎の問題はメディア等で認識してはいたが、このように現場を見ることで、改めて司法アクセスの重要性を肌で感じることができた。

今回の研修は、自分の長期的なキャリアプランを考える上でも貴重な経験になった。参加して本当によかったと思う。何よりも、米田先生を初めとする先生方、弁護士のみならずともに、法律相談会に携わらせていただき、議論をし、飲んで語り、種子島の美しい景色に触れ・・・という3日間の経験全体が非常に楽しく、戻ってしばらく種子島ロスになるぐらいだった。このような機会を提供して下さったことに改めて感謝をお伝えしたい。

司法修習中やその後も、何らかの形でこのような司法過疎解消に向けての活動に関わって行きたい。



近藤 紀仁さん

①研修に参加した理由

私は今回、初めて法律相談研修というプログラムに参加しました。そもそも私が今回のプログラムに参加しようと思った当初のきっかけは「これ行こうよ」という友達からの何気ないLINEのメッセージでした。そこから「めっちゃ面白そう!!」と思い実際の説明会に申し込むまでに時間はかかりませんでした。しかし実際誘ってもらい自分の中で「めっちゃ面白そう!!」と思ったのには理由がありました。それは自分自身、親の仕事の都合で小さい頃青森県の中でもさらに地方(市町村名は伏せますが)に居住していたことがあり、いつか地方で働くことにも関心を持っていたからでした。元々この思いを漠然と抱いていたものの、具体的に地方の事務所にエクスターンに行くなどの行動を何らとることなく東京で勉強の毎日に明け暮れる中、唐突に舞い降りたこの誘いに、「この研修に参加すれば地方での仕事のイメージを掴めるのではないか?」と思い行動に移し応募しました。

②研修での印象に残った点

そして実際にこの研修に参加してみて多くの貴重な経験を得ることができました。

第一に普段法科大学院で法律を学習しているよりも実際の事案ははるかに複雑で属人的なものだということを知ることができた点です。普段法科大学院で司法試験の過去問を解いたり、事例問題を検討する際には登場人物の背景事情等は全く捨象され、訴訟を前提としていかなる法的請求を定立することができ、それに対してどのような法的論点が存在するかという思考をたどります。しかし実際に今回の研修で感じたことはこの思考とは異なり、むしろ「島」という閉鎖的な空間では弁護士と会うのにも他人の目を気にせざるを得ないほど人的接触が密接で、安易に訴訟などの司法機関を介在させるという手段を選択することによってかえって紛争を複雑化させることになるのだということでした。

実際に自分が同席した案件も多くが近隣とのトラブルや相続問題などより属人的色彩の強いものでした。

一方で今回の法律相談においてはほとんどの相談者が弁護士の先生とお話しし、大変満足して帰っておられる様子もまたとても印象的でした。そもそも離島であり弁護士など司法関係者と関わる機会がほとんどない中、自分の悩みを聞いてもらう相手がいないという大きな問題を抱えているように思いました。その中で話を聞いてもらえてしかも解決の方向性を示してもらえたという意味での満足感を提供できたということが要因だと感じました。その意味で離島という司法過疎という問題の解決の必要性を感じさせるポイントでもあるとともに、一人一人に寄り添った存在が身近にいることの重要性を感じました。

第二に弁護士の先生方や研究者の先生方との多くの交流の場を持つことができたという点です。本研修においては弁護士の方々や研究者の方、司法修習直前の方、そして自分のような法科大学院生といった多種多様なバックグラウンドをもった人たちが一堂に会し、相談された案件について検討したり、夜には懇親会を行なって交流を深めるといった普段ではあり得ないような貴重な経験を3泊4日にわたってすることができたのは今から振り返ってみてもとても感慨深いです。そして懇親会では弁護士の先生方と刑法ポーカーをしたり、先生方が歌っているのを鑑賞したりするなど弁護士と学生という立場を超えた温かい空間が生み出されていたように思います。(また偶然にも自分の誕生日が研修に被ったということもあり、大勢の皆さんに祝っていただいたこともとても印象的で、かつてない賑やかで楽しい誕生日を過ごすことができました。)

③最後に

本研修を通じて多くの先生の考えや熱意に触れることでこれまで漠然としてしか抱いていなかった地方で働く弁護士のイメージを具体化することができ、司法試験に向けたモチベーションを高めることができました。

今回お会いした皆さんと弁護士として再会し、その時は胸を張って相談者の相談に乗ることができるように日々邁進したいと思います。



● HP 紹介 ●

鹿児島大学司法政策教育研究センターではホームページ・Facebookを運営しています。過去の活動報告はもちろん、今後のイベントなど随時更新しておりますのでぜひご活用ください。

【ホームページ】

<http://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/>

【Facebook】

<https://www.facebook.com/kulscenter/>

公式HPやSNSで、
今後のイベント情報や
各種データベースを
発信中!

